

佐野市木造住宅耐震診断士派遣制度のご案内

昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手された木造住宅にお住まいの方などに対し、市が耐震診断士を「**無料**」で派遣いたします。

あなたの家は

大丈夫!?



耐震診断は無料!
さらに!! 耐震改修補助金
の上限を増額しました!!

大規模地震から

家族を守ろう!!

耐震診断をして、地震に対する家の強さを調べてみましょう!!

「耐震診断士派遣制度」とは、市が住宅の所有者等の求めに応じ、耐震診断士を派遣する制度です。

以下の要件を満たす住宅の所有者等は、申し込むことにより「**無料**」で耐震診断を受けることができます。

対象となる住宅	・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手された住宅 ・ 在来軸組工法、伝統的構法及び枠組壁工法により建築された住宅 ・ 木造 2 階建て以下の一戸建て住宅 (居住部分が 1/2 以上の併用住宅を含む) ・ 賃貸を目的としない住宅
---------	---

★制度を受ける際の注意事項★

☆対象となる住宅に増築工事がなされている場合や、専用住宅でない場合など、補助が受けられないことがありますので、必ず窓口にて事前相談をしてください。

☆耐震診断士派遣制度を受けられる方は対象となる住宅の所有者または当該所有者の 2 親等以内の親族で、対象住宅に居住もしくは入居予定である方となります。

☆過去に耐震診断費補助金やこの制度による耐震診断を受けたことのある方は対象になりません。

※裏面は耐震改修や耐震建替を行う際の補助制度のご案内となりますので、合わせてご覧下さい。

佐野市木造住宅耐震改修等補助制度のご案内

耐震診断士派遣制度等を利用した耐震診断の結果を踏まえて、耐震改修工事・耐震建替工事をされる方に費用の一部を補助しています。

① 耐震改修補助

補助対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造 2 階建て以下の一戸建て住宅（居住部分が 1/2 以上の併用住宅を含む）を耐震診断した結果、倒壊の恐れがあるとされた住宅で、補強計画に基づき改修を行う住宅
補助限度額	115万円 （補強計画の策定を含む耐震改修に要する費用の 4/5 以内）
その他	・耐震改修とは、倒壊の恐れがあるとされた住宅の最小の上部構造評点を 1.0 以上にする工事をいいます。

② 耐震建替補助

補助対象住宅	耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされた住宅
補助限度額	100万円 （建替前の住宅の耐震改修に要する費用相当額（1 平方メートルあたり 22,500 円）の 4/5 以内）
その他	・倒壊の恐れがあるとされた住宅を除却し、同一敷地内に新たに一戸建て住宅を建築する場合があります。 ・除却する住宅の耐震診断を行う前に新たな住宅の建築確認申請を行わないでください。 ・建替後の住宅は、省エネ基準※に適合する必要があります。 ※建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律で定める建築物エネルギー消費性能基準に相当するもの

★補助に際しての注意事項★

- ☆耐震診断士派遣制度同様、補助対象住宅に増築工事がなされている場合や、専用住宅でない場合など、補助が受けられないことがありますので、必ず窓口にて事前相談をしてください。
- ☆補助対象者は補助対象住宅の所有者または当該所有者の 2 親等以内の親族で耐震改修等に係る契約者となります。
- ☆申請時点で既に耐震化事業（改修、除却、建替契約を含む）に着手していると補助の対象になりません。

【お問い合わせ】

佐野市 都市建設部 建築指導課 指導係（高砂町 1 《5 階 西側》）

電話：0283-20-3104 Fax：0283-20-3035

E-mail：kenchikusidou@city.sano.lg.jp

